

資料2

カメラ画像利活用SWGの進め方について

2016年7月27日
事務局

カメラ画像利活用SWGの位置づけ

- 経済産業省では、BtoBにおけるデータ取引契約の際に課題となる事象についてユースケースベースで検討すべき項目を明らかにし、個別事案から適切な流通の形態の整理を推進。
- 特に、カメラ画像の利活用について、集中的に議論するために、作業部会（カメラ画像利活用SWG）を設置。取りまとめ結果をデータ流通促進WGへ報告。

データ流通促進WG

（座長：森川博之 東京大学先端科学技術研究センター教授）

■ 検討内容

- ユースケースベースによる、B2Bにおける適切な流通形態に関する審議
- 検討結果のまとめ方等に関する審議
- カメラ画像利活用SWGの設置承認・検討結果への助言等

カメラ画像利活用SWG

（座長：菊池浩明 総合数理学部 先端メディアサイエンス学科 専任教授）

■ 検討内容

- カメラ画像の利活用のためのルール等について、ユースケースベースで審議
- 本SWGでの実施内容及び結果を「データ流通促進WG」へ報告等

本SWGの設置の背景と目的

■背景

社会環境に組み込まれているカメラ（屋外や店舗等に設置されているもの）で撮影された画像（以下、カメラ画像）を活用する事業者は下記の点について悩んでいる。

- ① 事業者はある目的を達成するために、カメラを設置・撮影しているが、現状は**勝手に撮影**しているため、生活者（映像に映り込む人）は、**画像データの取得及び活用について事前同意が実質不可能**である（自分の映像が記録されることに対して、オプトイン／オプトアウトができない）
 - 設置場所、設置目的等をきちんと明示することで、**透明性を担保**できないか
- ② 現行法では、カメラの利活用について**目的外利用**を禁じている
 - **個人を識別しない形**（人数、動きのみをカウントするなど）にするとともに、その他必要な配慮事項に対応することでクリアできないか

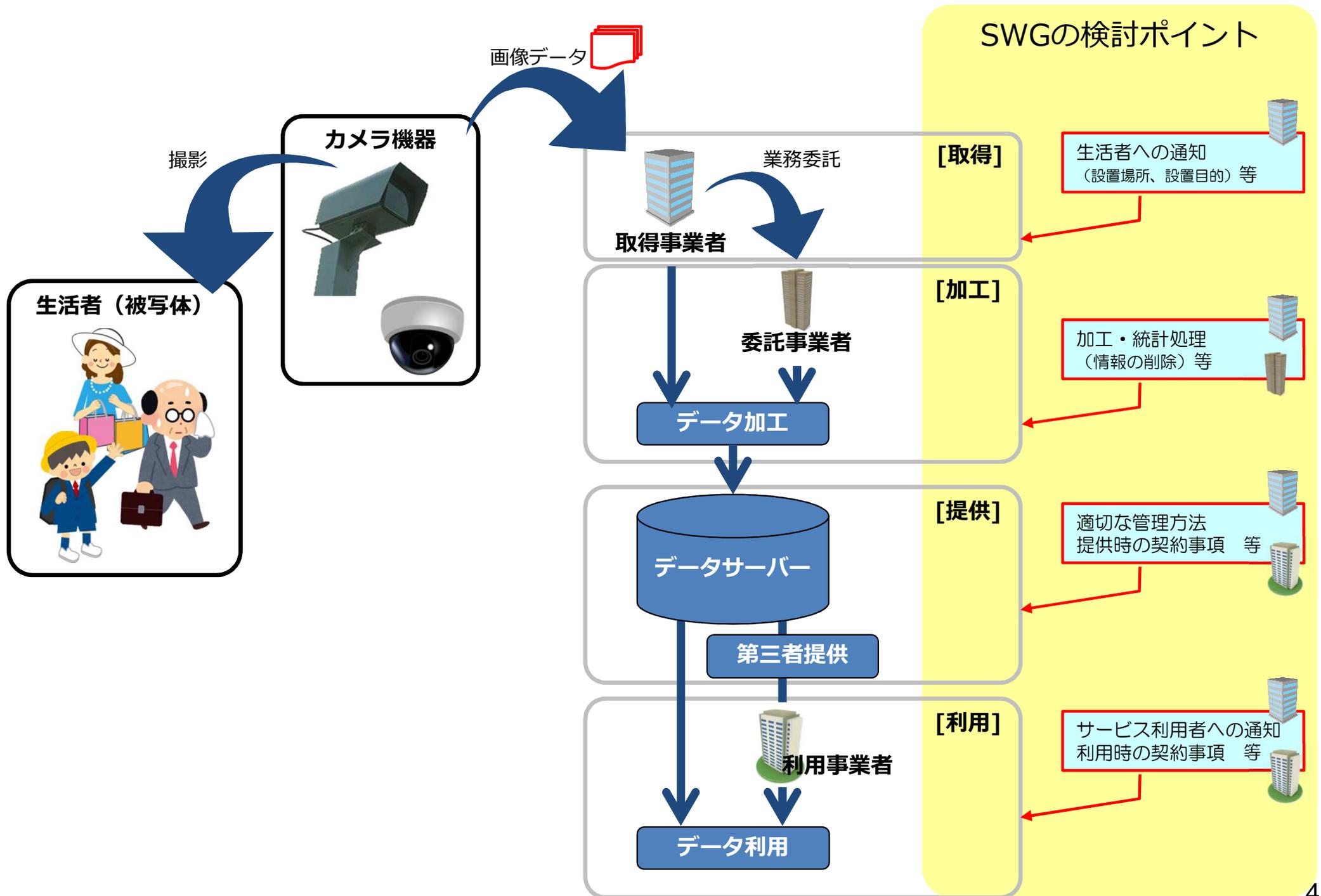
■目的

上記のカメラ画像利活用において、**事業者が配慮すべき事項**（主に、取得時の配慮、利用時の配慮、必要な安全管理策）と**生活者に対する透明性担保の方法**を中心に、本SWGにおいて議論し、結果を明文化する（**ガイドブックを作成**する）ことで、事業創出を後押しする。

カメラ画像の利用ニーズの例（事務局調べ）

ニーズ	内容	画像利活用時の課題
人材の効率利用	店舗に設置されたカメラ映像から、レジ待ち等の状況を把握し、品出し担当をレジ応援に向かわせる等	<p>[取得] 利用目的を<u>判り易く通知する方法</u>がわからない。</p> <p>[加工] 取得したデータに対し、<u>関連法制度（個人情報保護法等）の観点からどう対応すれば良いか</u>がわからない。</p>
施設維持の効率化	店舗に設置されたカメラ映像から、人流データを生成し、照明・空調調整などに利用等	<p>[取得] 取得したデータに対し、<u>関連法制度（個人情報保護法等）の観点からどう対応すれば良いか</u>がわからない。</p>
施設の効率運用	エレベータ内に設置されたカメラ映像から、乗降状態を確認し、制御を行う等	<p>[利用] 一般に、情報の取扱い等についての<u>透明性を担保する方法</u>がわからない。</p>
防災等の利用	災害時、店舗に設置したカメラ映像から、空間内にいる人数を把握し、防災センターへ通知する等	<p>[利用] 他から調達したデータと<u>組み合わせて使ってはいけないデータ</u>がわからない。</p>
街づくり等の利用	街頭に設置されたカメラ映像から、季節・時間などの人流データを作成し、歩道拡幅や自転車専用道設置など街づくりに活かす。	<p>[安全管理措置] 取得／加工したデータの<u>適切な保存管理・運用方法</u>がわからない。</p> <p>[その他] 利用目的ごとにカメラを設置するのは、費用がかかる。</p>

カメラ画像利活用に係るプレイヤーと検討ポイント



スコープについて

- 本SWGのスコープ設定の為に、以下2つの観点から分類した。
 1. カメラの設置形態による分類（P.6に記載）
 2. 設置空間を軸にした分類（P.7に記載）

スコープの切り口① カメラの設置形態による分類

表中の文言については、以下の通り定義する。

- 固定 … 一点に固定されている
- 移動 … 移動が前提の筐体に積載されている

識別機能 … 個人の特定に繋がる情報の取得（顔認識機能や高解像度など）

設置形態	カメラ例	カメラ機能	取得属性
固定	私的空間（店舗等）に設置されたカメラ	識別機能 有・無	人数、動き
	公共空間（街頭など屋外）に設置されたカメラ		人数、動き
	私的空間（店舗等）に設置されたレジ内蔵カメラ等		風景、様子
移動	車外の画像を撮影する車載カメラ（タクシーなど）等		性別、年代
			風景、様子

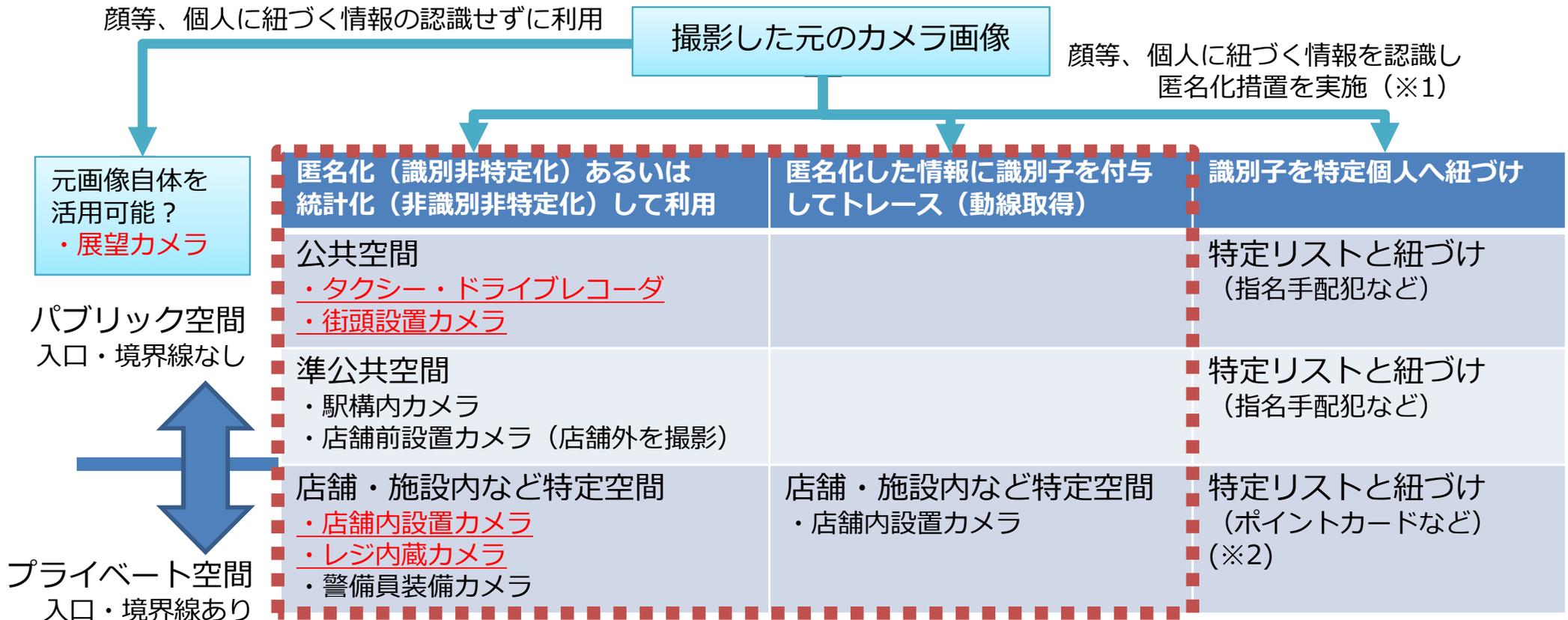
今回のガイドブックで定めるスコープ

スコープの切り口② カメラの設置空間を軸にした分類

“設置空間”については、以下の定義に基づくものとする。

パブリック空間とは……不特定多数の生活者が往来する空間

プライベート空間とは…入口やゲートなどで区切られ、特定の生活者のみ往来する空間



今回のガイドブックで定めるスコープ
（オプトインを取得できないが、事業者からのニーズが大きい部分）

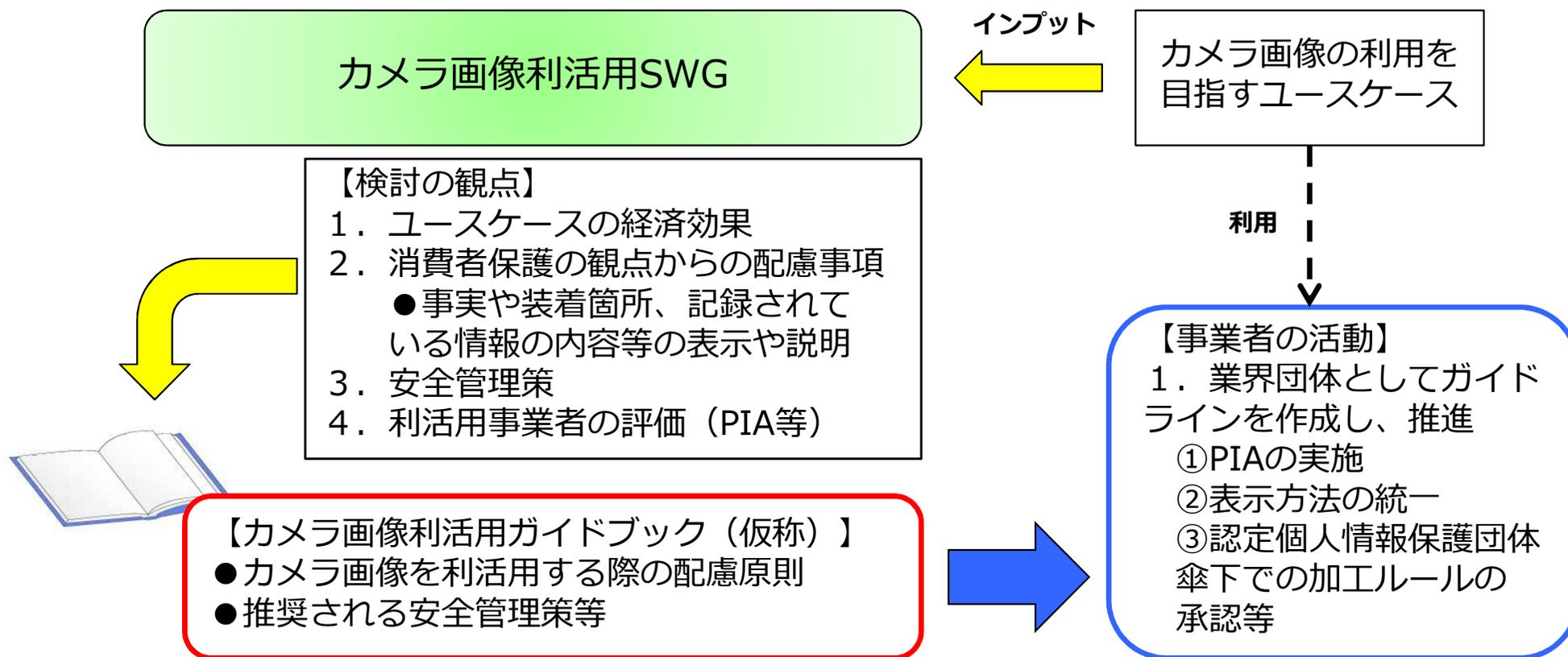
※1: カメラの機能として自動的に顔の形状を認識してしまう事例を含む。

※2: 会員サービス等において、例えば「来店時に、会員であることを識別しサービスを行う」などの場合は、事業者がデータの利用に際して本人同意を予め取得している必要があるため、現行制度の枠内で検討可能なため、本SWGのスコープ外とした。

本SWGのアウトプットについて

■ SWGでは、カメラ画像利活用ガイドブック（仮称）を作成し、公開

- 事業者がカメラ画像を利活用する際に配慮しなくてはならない点（通知、安全管理等）を明記
 - NTIA（Facial Recognition Technology）のような成果物を目指す。
 - EU第29条作業部会が「RFID勧告（RFIDに関連する産業団体がPIAの実施について自主的フレームワークを策定すること）」を実施。（2008年）
 - RFIDアプリのPIAフレームワークに関して、民間企業等が中心となってマルチステークホルダープロセスで策定したフレームをEU第29作業部会が承認（2011年）
- 事業者は本SWGの成果である**ガイドブックをもとに、業界団体等を通じてガイドライン等を作成し、データの利活用を行う。**



カメラ画像利活用ガイドブック（仮称）案

- 本SWGの成果物であるガイドブックの骨子（案）を以下と想定。

1. はじめに
2. 本ガイドブックのスコープ
3. 配慮原則と保護方針
 3. 1. 取得時の配慮（生活者への通知・説明を含む）
 - － カメラ性能、稼働状況
 - － 設置・取得の目的 など
 3. 2. 加工時の配慮
 - － データ加工ルール など
 3. 3. 利用時の配慮
 - － 利用範囲 など
 3. 4. 推奨される安全管理措置
 - － PIA（Privacy Impact Assessment）などの個人情報管理施策 など
4. 適用ケース
 - ※本SWGで取り上げた事例と、対処方法を記す
 - ※事例は継続的に蓄積し、拡充する（事例名や社名等は削除する）
5. リファレンス

- その他

※クレジットについては、経済産業省、総務省、IoT推進コンソーシアムの連名表記で調整中

本日の進行について

■ 進行手順

① 事業者を招聘し、“利活用を検討しているケース”を題材に議論を行う。

(事業者がプレゼンする内容)

- 利活用の概要と利用の効果
- 取得画像と加工後の画像イメージ
- 課題として考えている点 など

② 委員による審議

• ガイドブック（案）の目次

- 3.1. 取得の配慮（生活者への通知・説明を含む）
- 3.2. 加工・提供時の配慮
- 3.3. 利用時の配慮
- 3.4. 推奨される安全管理措置

に基づき、ユースケース毎に事務局で定めた論点（資料5に記載）をもとに審議を行う。

③ 座長によるまとめ

- 上記の論点毎に、議論した結果をまとめる。

今後の日程について

回次	実施時期	議事次第（案）
第1回	7/27（水） 15:00-17:00 @機械振興会館	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本SWGについて <ul style="list-style-type: none"> ● 開催要綱 ● 本SWGの進め方 ● 本SWGのアウトプット（案） ● 産業界におけるこれまでの検討について ■ ユースケース審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 店舗内設置カメラの利活用 ■ 座長総括
第2回	8月中旬～下旬	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前回SWGの審議結果、及び本日の論点確認 ■ ユースケース審議（予定） <ul style="list-style-type: none"> ● レジ内蔵カメラの利活用 ● 車載カメラの利活用 ■ 座長総括
第3回	9月上旬～中旬	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前回SWGの審議結果、及び本日の論点確認 ■ ユースケース紹介（予定） <ul style="list-style-type: none"> ● 街頭設置カメラの利活用 ● 他、1件調整 ■ 座長総括
第4回	10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ■ ガイドライン案に関する審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 内容、公開方法、公開時期について 他 ■ 座長総括

→ **本WGの最後に、日程調整をお願いいたします**

- ※ 各回のユースケースの検討結果を、ガイドブック（案）に追記する（全4回終了時に完成することを想定）
- ※ 全4回のSWGが終了した後、データ流通促進WGへ検討結果を報告（10月下旬～11月予定）
- ※ 11月以降でパブリックコメントの実施（実施については、経済産業省と調整）の上、必要な事項を反映し、正式版として公開予定

【参考】用語について

No	用語	
1	識別 特定情報	個人が（識別されかつ）特定される状態の情報 （それが誰か一人の情報であることがわかり、さらに、その一人が誰であるかがわかる情報）
2	識別非特定情報	一人ひとりには識別されるが、個人が特定されない状態の情報 （それが誰か一人の情報であることがわかるが、その一人が誰であるかまではわからない情報）
3	非識別非特定情報	一人ひとりが識別されない（かつ個人が特定されない）状態の情報 （それが誰の情報であるかがわからず、さらに、それが誰か一人の情報であることがわからない情報）

第5回パーソナルデータに関する検討会
2013年技術検討ワーキンググループ報告書より
赤文字は事務局にて編集

